| | 暫定任意適用事業 | | 強制適用事業 |
|---|---|---|---|
| | 労災保険暫定任意適用事業 | 雇用保険暫定任意適用事業 | |
| 加入の原則 | 事業主の加入申請 | ①事業主の加入申請<br>②労働者の1/2以上の同意 | 強制加入 |
| 加入申請義務が生じる場合 | 労働者の過半数が希望するとき | 労働者の1/2以上が希望するとき | |
| 成立日 | 大臣の認可があった日（局長に権限委任） | | 事業が開始された日または強制適用事業に該当するに至った日 |
| 提出書類 | 任意加入申請書 | ①任意加入申請書<br>②労働者の1/2以上の同意証明書類 | 保険関係成立届 |
| 提出先 | 所轄都道府県労働局長<br>（監督署長を経由） | 所轄都道府県労働局長<br>（職安所長を経由） | 監督署長または職安所長<br>（成立日から10日以内に提出） |
| 消滅 | 継続事業･･･事業が廃止された日の翌日　・　有期事業･･･事業が終了した日の翌日<br>手続きは必要としないが、事業主は確定保険料申告書を提出して、労働保険料の精算手続きを行わなければならない | | |
| 保険関係のみ消滅する場合の要件 | ①事業主の消滅申請<br>②労働者の過半数の同意<br>③保険関係成立後1年を経過 | ①事業主の消滅申請<br>②労働者の3/4以上の同意 | ― |
| 提出書類 | ①保険関係消滅申請書<br>②労働者の過半数以上の同意証明書類 | ①保険関係消滅申請書<br>②労働者の3/4以上の同意証明書類 | |
| 消滅日 | 大臣の認可があった日の翌日（局長に権限委任） | | |

・強制適用事業が、暫定任意適用事業に該当するに至ったときは、その翌日に、任意加入に係る大臣の認可があったものとみなされる。
（「擬制任意適用事業」という）
・特別保険料が徴収されている事業主は、労災に係る保険関係を消滅させることはできない
（特別保険料･･･暫定任意適用事業で労災の保険関係が成立する前に労災事故が発生しても、当分の間、政府は労災の保険給付を行う。）
・労働者が保険関係の消滅を希望したとしても、事業主は、消滅の申請をする必要はない。

SAMPLE